

弘前市公告第 1 3 3 号

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 2 1 日
弘前市長 谷川 政人

1 一般競争入札に付する事項及び貸付物件

(1) 件名

弘前市道路維持課事務所自動販売機の設置に係る行政財産の貸付

(2) 貸付物件

施設名称	所在地	貸付面積	台数	販売品目	容器	最低貸付料 (税込)
道路維持課事務所	弘前市大字 茜町二丁目 5 番地 1	3.0㎡	1	清涼 飲料水	缶、びん、ペットボ トルのいずれか又は その複数種	39,420円

※ 1 「貸付面積」には、転倒防止器具、放熱余地及び使用済み容器の回収ボックスの設置部分を含む。
なお、転倒防止器具のうち、転倒防止板については、指定の奥行を超えてもよいが、歩行や車いすの
通行の障害にならないように配慮して設置すること。

※ 2 貸付物件に関する詳細は、別添貸付物件説明書による。

※ 3 自動販売機の規格については、設置上支障のない範囲で薄型の設置に努めること。

(3) 貸付期間

貸付物件に係る貸付期間は、令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 1 年 9 月 3 0 日までとし、期間
の更新は行わない。

2 入札参加資格

次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。）第 1 6 7 条の 4 第 1 項
の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から過去 3 年間に於いて、政令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると
認められたことがない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立
てをしていない者若しくは同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない

者であること又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項の規定による再生
手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第２項の規定による再生手続開始の申立てをな
されていない者であること。

- (4) 個人の場合は弘前市に住所を、法人の場合は弘前市、黒石市、平川市、南津軽郡に本店又は
支店若しくは営業所を有し、市税（弘前市に対して納税義務のあるものに限る。）並びに法人
税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 自動販売機の設置業務について、公告の日において引き続き３年以上営業を行っている者で
あること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に
規定する暴力団員がその役員となっていない法人その他暴力団員が経営に関与していないと認
められる者で、適正な競争を妨げるおそれがないと認められる者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律１４７号）に基づく
処分の対象となっている団体及びその構成員でない者であること。
- (8) 本店所在地及び弘前市において、公告の日から過去３年間に於いて食品衛生法（昭和２２年
法律第２３３号）に基づく行政処分を受けていない者であること。

3 参加申請

- (1) 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる書類１部を提出し、２に掲げる入札
参加資格（以下「参加資格」という。）を有することについて市長の確認を受けなければならな
い。

なお、期限までに提出しない者及び参加資格がないと認定された者は、入札に参加できな
い。

	書類の種類	提出が必要な場合	備考
ア	申請書	すべての場合	令和８年度弘前市道路維持課事 務所自動販売機設置事業者募集 要項（以下「募集要項」とい う。）に規定された書類
イ	誓約書	すべての場合	募集要項に規定された書類
ウ	委任状	申請者が特定の代理人に対し契 約行為の権限を委任する場合	募集要項に規定された書類
エ	事業者（会社）概要	すべての場合	任意の書類又は事業の概要が記 載されたパンフレット等
オ	自動販売機設置実績 報告書兼入札保証金 免除申請書	すべての場合	募集要項に規定された書類

カ	印鑑証明書又はその写し	すべての場合	申請書に押印された実印に係る印鑑証明書で、申請書を提出する直前3箇月以内に官公署が発行したもの又はその写し
キ	営業証明書又はその写し	申請者が個人の場合	申請書を提出する直前3箇月以内に官公署が発行したもの又はその写し
ク	当該法人の登記事項証明書又はその写し	申請者が法人の場合	申請書を提出する直前3箇月以内に官公署が発行したもの又はその写し
ケ	納税証明書又はその写し	すべての場合	市税及び法人税（申請者が個人である場合には、所得税）並びに消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明書で、申請書を提出する直前3箇月以内に本店所在地の所轄税務署官公署が発行したもの又はその写し
コ	取扱商品一覧表	すべての場合	募集要項に規定された書類
サ	設置する自動販売機のカatalog	すべての場合	自動販売機の寸法等が確認できるもの
シ	自動販売機の管理等に関する届出書	すべての場合	募集要項に規定された書類

※ 入札に参加しようとする者が、「令和8年度 弘前市競争入札参加資格者」として認定され、名簿に登録されている者（以下「有資格者」という。）である場合は、この表の規定にかかわらず、ウ、エ及びカからケまでに掲げる書類を要しない。

(2) 提出先

弘前市建設部道路維持課 総務係

所在地：〒036-8279 弘前市大字茜町二丁目5番地1

電 話：0172-32-8555（直通）

(3) 受付期間

令和8年7月23日（木）から8月5日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(4) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

(5) 提出方法

上記提出先に直接持参すること。郵送、ファクシミリ、電子メールによる提出は認めない。

(6) その他

- ア (1)に掲げる書類の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。
- イ 提出された書類は、返却しない。
- ウ 受付期間終了後における書類の差替え、訂正及び再提出は、原則として認めない。
- エ 提出された書類について、補足する資料の提出又は内容の聴取を求める場合がある。

4 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加資格の確認結果は、令和8年8月10日（月）に各申請者へ一般競争入札参加資格確認結果通知書で通知する。
- (2) 入札参加資格が認められなかった者は、令和8年8月18日（火）午後5時までに書面（様式は任意）により説明を求めることができる。この場合、8月21日（金）までに書面で回答する。

5 募集要項の縦覧等

(1) 場所

募集要項、貸付物件説明書、契約書案、仕様書及び弘前市契約規則（平成18年弘前市規則第52号）第7条に規定する入札参加者心得書（以下「募集要項等」という。）は、3の(2)に掲げる場所において縦覧に供し、及び配布する。なお、これらの書類は、インターネットを利用して弘前市ホームページからダウンロードすることによっても入手できる。

弘前市ホームページアドレス <https://www.city.hirosaki.aomori.jp>

(2) 期間

令和8年7月23日（木）から8月5日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで

(4) 質問及び回答

この公告及び募集要項等の内容等に関する質問は、次により行うことができる。

ア 提出先

3の(2)に掲げる場所に同じ。

イ 提出方法

募集要項に規定する質問書を上記提出先に直接持参すること。郵送、ファクシミリ又は電子メールによる提出は認めない。

ウ 質問期限

令和8年7月29日（水）午後5時まで

エ 回答日

令和8年8月3日（月）

オ 回答方法

回答は、上記提出先において回答書を閲覧に供するとともに、弘前市ホームページに掲載する。

弘前市ホームページアドレス <https://www.city.hirosaki.aomori.jp>

6 入札

(1) 入札の日時及び会場

日時：令和8年8月26日（水） 午前10時00分

会場：弘前市大字茜町二丁目5番地1

道路維持課事務所

(2) 必要書類

ア 入札書

② 入札書は、入札者又はその代理人が入札会場において直接提出すること。

②入札金額は、1の(3)の貸付期間中の対象物件の貸付料の総額（3年間分の金額）を記載すること。なお、入札金額は、1の(2)に掲げる最低貸付料（以下「最低貸付料」という。）を下回らないこと。

③ 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 委任状

代理人により入札するときは、必ず委任状を提出すること。

7 入札保証金

入札参加者は、入札前に入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、弘前市契約規則第8条第1項第1号から第3号までの規定に該当する場合は、免除される。

8 契約保証金

落札者は、契約を締結するときまでに契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付すること。ただし、弘前市契約規則第34条第1項第1号から第7号までの規定に該当する場合は、免除される。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の場所に持参しない入札
- (3) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (4) 同一物件の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (5) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (6) 記名及び押印のない入札額での入札
- (7) 入札書の記載事項が確認できない入札又は鉛筆書きの入札
- (8) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (9) 最低貸付料未満の入札
- (10) その他入札条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

入札書をその場で開札し、貸付物件に対し、最低貸付料以上の額で、最高の価格で入札を行った者を落札者とする。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、くじにより決定する。

11 入札の中止等

不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、これを中止し、又は延期する。

12 入札の辞退

入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、次に掲げるところにより入札を辞退することができる。

- (1) 入札執行日前にあっては、3の(2)掲げる提出先に持参は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）すること。
- (2) 入札執行日にあっては、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出すること。

13 契約の締結時期

落札者は、落札決定の日の翌日から7日以内に契約を締結すること。

14 落札者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約締結の手続きを行わなかったとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 設置事業者が応募者の資格を失ったとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと弘前市が判断したとき。

15 設置事業者が設置を辞退した場合

設置事業者が自動販売機の設置を辞退した場合、弘前市において新たな設置事業者を決める募集手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置事業者の次に高い価格で入札を行った者を設置予定事業者とし、新たな設置事業者を決めることができるものとする。

16 その他

- (1) 入札参加者は募集要項等を熟読の上、入札に参加すること。
- (2) 詳細は、弘前市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する要綱（平成25年3月15日実施）及び弘前市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に係る一般競争入札実施要領（平成25年3月15日実施。ただし、第9条第1項第1号を除く。）による。

17 この公告に関する問合せ先

弘前市建設部道路維持課 総務係 古川

所在地：〒036-8279 弘前市大字茜町二丁目5番地1

電話：0172-32-8555